

平成26年御嵩町議会第4回定例会会議録

1. 招集年月日 平成26年12月4日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成26年12月4日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第9号 専決処分の報告について
 - 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
 - 議案第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 議案第55号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について
 - 議案第56号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第57号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第58号 平成26年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第59号 平成26年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 議案第60号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第61号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第62号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第63号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第64号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第65号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第66号 御嵩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
 - 議案第67号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第68号 工事請負契約の締結について
 - 議案第69号 指定管理者の指定について
 - 議案第70号 指定管理者の指定について
 - 議案第71号 可茂広域行政事務組合規約の一部を改正する規約について
 - 議案第72号 可茂広域行政事務組合における視聴覚教育の推進に関する事務廃止に伴う財産

処分について

議事日程第1号

平成26年12月4日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 5件

(1) 福祉労働者の処遇改善・人材確保に関する陳情

(2) 岐阜県建設技術協会の要望書

(3) 常任委員会所管事務調査報告書

(4) 定例監査実施報告書

(5) 例月現金出納検査の結果について（報告）（平成26年8月分から10月分まで）

町長報告 1件

報告第9号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

日程第4 議会運営委員会委員の補充選任

日程第5 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第6 議案の上程及び提案理由の説明 20件

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

（平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第5号））

議案第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第55号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について

議案第56号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第57号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第58号 平成26年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について

議案第59号 平成26年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第60号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第62号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第63号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第64号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第65号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第66号 御嵩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第67号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第68号 工事請負契約の締結について
- 議案第69号 指定管理者の指定について
- 議案第70号 指定管理者の指定について
- 議案第71号 可茂広域行政事務組合規約の一部を改正する規約について
- 議案第72号 可茂広域行政事務組合における視聴覚教育の推進に関する事務廃止に伴う財産処分について

日程第7 議案の審議及び採決 3件

- 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度御嵩町一般会計補正予算(第5号))
- 議案第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第68号 工事請負契約の締結について

出席議員 (11名)

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	8番 植松康祐	9番 大沢まり子
10番 岡本隆子	12番 谷口鈴男	

欠席議員 (なし)

欠員 (1名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊公夫	副町長	瀬瀬久美
教育長	高木俊朗	総務部長	寺本公行
民生部長	田中康文	建設部長	奥村悟
企画調整 担当参事	葛西孝啓	教育参事兼 学校教育課長	田中秀典
総務防災課長	山田徹	企画課長	各務元規
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長	須田和男	亜炭鉱廃坑 対策室長	鍵谷和宏
税務課長	若尾要司	住民環境課長	大鋸敏男
保険長寿課長	加藤暢彦	福祉課長	佐久間英明
農林課長	石原昭治	上下水道課長	亀井孝年
建設課長	伊左次一郎	会計管理者	水野嘉博
生涯学習課長	田中宣行		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	小木曾昌文	議会事務局 書記	渡辺一直
--------	-------	-------------	------

開会の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ここで、開会前に議場の皆様をお願いを申し上げます。

本年7月23日から入退院を繰り返し、投薬治療のきももなく、11月1日に亡くなりました故佐谷時繁さんの御逝去に対し、深く哀悼の意をあらわすとともに、謹んで同僚議員の御冥福を祈り、黙祷をささげたいと思いますので、御理解と御協力をお願いします。

全員御起立ください。

黙祷。

[黙 祷]

黙祷を終わります。

ありがとうございました。

御着席ください。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

したがって、平成26年御嵩町議会第4回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくをお願いします。

ケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

それでは、招集者 町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

黙祷から始まりました第4回定例会であります。背筋を正して挨拶をさせていただきたいと思えます。

御嵩町議会第4回定例会開催に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見や報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

去る11月1日、佐谷時繁議員が急逝され、1カ月の時が過ぎました。いまだ現実感がなく、あのおおらかな笑い声がどこからともなく聞こえてくるような気がいたします。

佐谷議員とは、平成3年、統一地方選での県議選で知り合うこととなり、その後、平成4年3月には「みたけ・未来・21」にも参画していただきました。特に平成7年、柳川町政誕生に

際しては、あらん限りの力を傾注していただき、新町政実現の中心の一部を担っていただいた、いわば現在の御嵩町政の礎を形成していただいた一人であります。

その4年後、平成11年に初当選されて以来、御嵩町議会議員として町政の中核で、民生文教常任委員会委員長、議会運営委員会委員長など要職を歴任され、縦横無尽に活躍し、多大な功績を積み重ねました。

御嵩町政への御尽力に対し深く感謝するとともに、ここに謹んで哀悼の意を表したいと思っております。

今年度において、職員が関係する交通事故が多発しております。本日現在で既に20件の事故が起きており、昨年度1年間の発生件数8件を大きく上回っております。

自動車事故に限らず、作業中においても気を緩めることのないよう啓発を行ってまいりましたが、10月に行われた産業祭において、人命にかかわる重大事故が発生いたしました。事故の状況などについては、既に全員協議会で報告させていただきましたとおりであります。産業祭の片づけ作業中、トラックの荷台に職員が乗って移動していたところ、そのうちの1名が荷台から転落し、重傷を負いました。現在もお入院治療中であります。

職務中の事故を発生させてしまったことを組織のトップとして真摯に受けとめており、本人、御家族様に対し、でき得る限り誠心誠意を尽くしてまいりたいと思っております。

二度とこのような事故を発生させないために、早々に職員に注意喚起を行い、安全対策の見直しを図ったところであります。

今後も多くのイベントが開催されますが、特に屋外イベントにおいては、準備、片づけなど、大がかりな作業を伴います。従事者の安全管理を厳しく徹底し、再発防止に努めていく所存でもあります。議員の皆様からの御指導、よろしくお願い申し上げます。

さきの第3回定例会において、海外戦略について御説明をさせていただき、フランスへの渡航をお認めいただきましたことにより、11月上旬に渡仏し、本町と「みたけ華ずし」をトップセールスしてまいりました。感触としては、大変大きな手応えをつかんだ思いでございます。

11月5日に開催された「パリ飛騨牛フェア」は、フランス政府要人などを招いての飛騨牛をフランスに売り込むためのイベントでありましたが、その場で披露しました「みたけ華ずし」には、開会と同時に多くの方が殺到し、1時間ほどでなくなってしまうほどの大好評でありました。さらに、11月7日から9日にかけて開催されたコルマルでの国際観光展においては、ワークショップで実演を実施したところ、参加者は大変感激され、さらに実演会場には多くの人だかりができるなど、「みたけ華ずし」に対する関心の高さがうかがえましたが、驚きの一つとしては、「みたけ華ずし」を芸術作品と見ておられることであります。

中山道など本町の魅力もこの機会に紹介してまいりましたが、歴史的なものを大切にしてく

たヨーロッパの方は、本町に大変魅力を感じていたようであります。

また、自治体国際化協会パリ事務所を訪問し、自治体の国際化、地域づくり団体の海外向け活動について、パリ事務所長から直接指導をいただき、大いに参考になったところであります。

この渡仏により、本町が海外でも十分に通用する要素があり、岐阜県の推進する海外戦略の一翼を担えるものであることを大きくアピールできた感触を得ておりますが、飛騨や馬籠、妻籠とは趣を変えたおもてなしをする工夫が必要であります。

本町としては海外戦略の第一歩を踏み出したところでありますので、この渡仏で得たものを次につながるよう、県等と連携しながら事業を進めていきたいと考えております。

9月27日に御嶽山が噴火いたしました。死者57人という火山の噴火では戦後最悪のものとなりました。犠牲となられた方々には心からお悔やみ申し上げます。

御嶽山は、本町からそう遠くなく、登山やスキーなどを楽しみに行かれた方も少なくないと思いますが、身近に感じていた山の噴火の報を聞いたときには、突然のことに耳を疑いました。

しかし、御嶽山は活火山であり、いつ噴火してもおかしくはなく、ここまで被害が拡大した要因の一つとして、噴石などから身を守るシェルターなど、噴火に対する備えが万全ではなかったことが考えられます。

また、11月22日には、長野県北部で震度6弱の地震が起きました。このとき、岐阜県内に緊急地震速報が発せられました。この突然の地震速報に、果たして何人の人に身を守る行為などの対応をしていただけたでありませんか。この地方に地震など来るはずがない、根拠のない、自分だけは大丈夫という安直な思いから対応を怠ってはいなかったでしょうか。

自然災害は、いつ起こるかわかりません。自然災害を防ぐことは難しくとも、いつ起こっても対応できる心構え、備えをしていることが重要だと考えます。

現在、本町において、最も大きな被害が出るのが懸念されておりますのが南海トラフ巨大地震です。これに対する備えの一つとして、既に御承知のとおり、本町からの応援要請に対して各地から集まる物資やボランティアの受け入れを可能とする防災拠点施設の建設を上之郷地区で進めております。

現在の進捗としましては、基本設計を固めるに当たり、これまで住民懇談会やパネル展示説明のほか、各種団体との意見交換の場などを開催してまいりました。皆さんからの意見・要望は、防災面に比較して平常時のコミュニティー活用面に係る部分が多く、高齢者の生きがい活動支援や筋トレ介護予防事業の展開、子供の遊べる広場の確保など、多様な内容が寄せられましたが、災害時及び平常時とも施設計画への評価は、おおむね肯定的であるようであります。

今後は、実施設計づくりに向けて、具体的な間取りや構造、材料の仕様などを調整してまいります。町民の皆様から寄せられております要望を全て実現することは難しいですが、実現可

能なものについては、できるだけ検討してまいりたいと思いますので、議員の皆様につきましても、建設的な御助言がいただけたなら幸いに思います。

さらに、災害時に対する備えとして消防団組織の充実も必要なものであります。消防団組織は、産業・就業構造の変化や地域社会の変貌、また地域社会への帰属意識の希薄化など社会環境の変化に伴い、全国的に団員数が減少している状況であるため、新時代に即した消防団のあり方が見直されつつあります。

具体的に申しますと、常備消防や自主防災組織との連携強化を進め、消防団をかなめとする地域防災体制を確立する組織づくりを目指すものであります。

さらに、減少傾向にある消防団員への対応といたしましては、サラリーマン団員の活動環境の整備や若年層への入団促進とあわせ、女性消防団員の確保が望まれております。災害現場での高齢者を初めとする要配慮者への対応や後方支援、日ごろの火災予防啓発の推進など、女性ならではのきめ細やかな消防団活動が期待されるものであります。

本定例会におきましても、これからの消防団活動の充実のために不可欠な女性消防団員の確保を図るための条例改正案を上程しておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業の第1期・第2期防災工事につきましては、ともに9月定例会において、工事請負契約の締結についての議決をいただき、本契約を締結いたしましたところであります。

現在、亜炭廃坑空洞の充填作業の着手に向け、現地充填材製造プラントの建設や、充填材注入孔の設置作業などの準備に取り組んでおります。この第1期・第2期防災工事は、ともに東海環状自動車道の建設工事や共和中学校耐震地下充填工事などにも採用されており、本町で十分な施工実績のある亜炭廃坑空洞の限定充填工法を採用しています。この工法は、工事区域となる充填対象区域とそれ以外の充填対象としない区域を早く固まる充填材の注入によって区切り、充填対象区域のみの空洞を埋め戻すことができるものであります。

しかし、十分な施工実績があるとはいえ、今回の空洞充填工事は、比較的広いエリアの亜炭廃坑空洞を一度に埋め戻す工事であり、特に第2期防災工事では、本町として初めて民間宅地の地下空洞を広範囲に埋め戻す工事となることから、空洞充填工事による影響等にも十分に配慮しながら、着実な工事進捗に心がけていきたいと考えております。

この防災モデル事業は、本町が国に対し、重ねて要望してきた亜炭廃坑予防対策の先駆けとなるべきことを期待する事業であります。

防災モデル事業終了後も、亜炭廃坑空洞の埋め戻し事業の継続とさらなる展開が図られるよう、しっかりとした防災モデル事業の成果報告をもとに、国及び県へ継続的に要望していきたいと考えております。そのためにも、今回の防災モデル事業の成功が絶対条件であり、確かな

成果に向けて粉骨砕身努力していくことが必要と認識して進めております。

また、新たに第3期計画地として、比衣地内の第2期計画地南側の国道沿いの一部地域と平成22年10月の大規模陥没発生地東側一部地域を選定し、11月から第1期、第2期同様に地盤脆弱性実地調査に着手しています。

南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業は、3年間の期限つき事業であり、時間的制約がございます。本事業の唯一のモデル市町村となった本町としては、今後も岐阜県と十分協議の上、基金の有効利用の観点から、基金総額の全ての執行を目標に見据えた事業展開に心がけていきたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、格別の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

本年度の環境モデル都市関連事業の目玉の一つであるグリーンニューディール基金事業につきましては、工事着工のための仮契約締結を済ませ、本契約に関する議決をいただくため、本定例会に議案を上程しております。

CO₂の削減と災害時における自立型避難所の構築並びに電力供給を目的としたこの事業は、先般行われた行政懇談会においても町民の皆様にも周知させていただいたところでありますが、再生可能エネルギーを活用したCO₂の削減と大規模な災害時において、一定期間の自立した避難所運営を可能とするため、3カ所の指定避難所に太陽光発電、蓄電池、燃料電池を整備、また2カ所の公共施設に蓄電池、燃料電池等を設置し、災害時における電力供給施設として整備を図るものであります。

また、工事完了後において、これらの施設から発生する余剰電力については売電するシステムとしておりますが、売電収入は、当該基金事業で整備した施設の維持管理等に充てるため、基金を創設するよう国から指導をいただいているところでありますので、基金条例の一部を改正する議案にあわせて補正予算につきましても御承認賜りたく、上程させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

我が国の高齢化は急速に進んでいます。本町においても、依然予断を許さない状況であり、さらに、寝たきりや認知症などで介護が必要となる方も増加の傾向にあります。

2025年問題と言われております、団塊の世代が75歳の後期高齢者となる平成37年における本町の高齢者数、介護認定者数の推計値によりますと、高齢者数は5,821人、本年と比べて700人の増、高齢化率は34.3%で、本年と比べ7.1ポイントの増となり、また介護認定者数は1,152人で、本年と比べ269人の増、介護認定率は19.8%で、本年と比べ2.6ポイントの増と、大幅な増加が見込まれております。

高齢者と介護認定者数の増加に伴い、介護サービスの給付費も平成25年度実績で12億6,700万円であったものが、平成37年推計では23億9,700万円となり、ほぼ倍増となる見込みであり

ます。

現在、3年に1度見直しを行い、平成27年度からスタートする第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しております。給付費の増により、第6期における介護保険料は、現状からの引き上げが避けられない状況であると見込まれますが、計画の中には、高齢者の方々が元気で長生きできる、いわゆる健康寿命を少しでも延ばすための施策も講じていただく予定であります。

第6期計画の詳細につきましては、今後、内容が固まり次第、担当から議員の皆様にご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

指定管理者に管理を委託する指定管理者制度の活用につきましては、現在、あゆみ館、中・伏見児童館、みたけ健康館、あつと訪夢、ふらっとハウスの管理・運営において採用し、それぞれ実績を上げております。来年3月で、あゆみ館及び中児童館、伏見児童館の指定管理者の期間が満了すること、また新たに伏見地区スポーツ施設を設置することに伴い、今定例会において、平成27年度からの指定管理者の指定について御審議をお願いするところであります。

あゆみ館、児童館ともこれまで、条例上、指定管理者となるべき要件として社会福祉法人に限定されていましたが、昨年度及び今年度の条例改正により、法人等の団体にまで拡大をまいりました。また、伏見児童館との複合施設として現在建設中の伏見地区スポーツ施設を含めまして、指定管理者を公募により募集し、審査の結果、指定管理者を選定いたしました。

この指定管理者制度により、事業のさらなる展開・充実、有効活用や利用者増につなげていき、利用者からの要望の大きい障害者ケアホームへの展開、子供の健全な育成、子育て支援、そして町民の皆様が健康で長生きをする健康寿命を延ばす運動の啓発などに、事業者として、より柔軟に対応していただくことを期待しております。

本年度より国の農業政策として、農地を集約し、農業経営の効率化を図りながら農地の有効活用を進める農地中間管理事業が始まりました。

この事業が始まる背景には、農業従事者の高齢化などにより地域農業を支える担い手が不足している問題があり、農業の生産性を高め、成長産業としていくためには、農地を集約して農業経営の効率化を進めていく必要があります。

本町においても耕作を続けることが難しくなっている状況下、耕作放棄地が増加していることから、この事業に大いに期待し、推進してまいります。

農地中間管理事業を推進していくために、県は平成26年度において、15地域の農地利用集積モデル地域を選定しましたが、本町においては伏見地区の一部がモデル地域に指定され、農事組合法人ふしみ営農が担い手の中心となり、本年度内に農地の集約化を進めていく計画となっております。ふしみ営農の皆様には、当事業を推進していただくとともに、地域農業の発展に御

尽力をいただけることを心から期待しております。

また、農産物を生産して供給するだけでなく、加工、流通、販売に取り組むことで、地域産業の活性化につなげる取り組みとして第6次産業化が注目されております。

本町においては、地元大豆を使ったみそづくりを行っている農家生活改善グループがこれまで商品化していた「みたけ味噌」だけではなく、「ごへだ味噌」「豆味噌」といった新たなみその関連商品を開発・販売し、消費拡大を目指しており、特産品につなげていくことで、農業振興だけでなく地域活性化への期待を寄せております。

農地中間管理事業で農地の貸し付け等に協力いただいた地域や出し手に対しての機構集積協力金に伴う補正予算と第6次産業化に対する補助金をそれぞれ今定例会に上程いたしますので、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

上之郷小学校区放課後児童クラブにつきましては、本年6月に保護者アンケート、7月に夏休み期間における他小学校区児童クラブへの入部についての保護者説明会を行いましたところ、保護者の皆さんから、上之郷小学校区児童クラブの設置の要望をいただきました。なお、他小学校区への夏休み利用については、1名の児童が御嵩小学校区児童クラブを利用しております。

こうした状況を踏まえた上で、上之郷小学校区放課後児童クラブ設置に向けて関係機関との協議を重ねてきました結果、平成27年度から上之郷保育園の空き教室を利用した放課後児童クラブを設置したいと考えております。今定例会において、御嵩町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正を上程いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

この11月21日に衆議院が解散いたしました。平成29年4月に消費税を10%に引き上げることに対して国民に信を問うものですが、この2日から始まった選挙戦において、デフレ脱却や経済成長に対する成長戦略、また外交問題、憲法の問題など、政策の争点にしっかりと耳を傾けてまいりたいと思います。また、新政権下における政策が本町にどのような影響を与えるのか、注視してまいりたいと思います。

なお、選挙執行に伴う関連費用を計上した一般会計補正予算（第5号）を解散日である11月21日付で専決しておりますので、あわせて今定例会において報告をし、承認を受けたいと考えております。

最後になりましたが、今回、議案として提出いたします案件について若干述べさせていただきます。

今回提案の一般会計補正予算（第6号）関連について、主なものを御説明いたします。

まず歳入についてですが、亜炭鉱跡防災モデル事業の年度内出来高見込み額の変更に伴う特定鉱害復旧事業費負担金4億7,348万円の減、消防グラウンド整備事業に充てるためのがんばる地域交付金1,610万3,000円の増、農地の集積に協力した地域等に対して交付される協力金に

対する機構集積協力金補助金1,603万5,000円の増、太陽光発電設備を整備する施設の公共施設売電料3万4,000円などを計上しております。

次に歳出であります。低炭素まちづくり基金積立金77万2,000円の増、農業第6次産業化促進支援事業補助金100万円の増、農産物加工用機器導入事業補助金50万円の増など、歳入歳出補正予算額は3億8,763万6,000円の減額となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告について御説明させていただくとともに、一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今回提案いたしますのは、報告案件1件、承認案件1件、人事案件1件、一般会計補正予算案など予算関係5件、条例関係8件、その他5件、都合21件であります。後ほど担当から詳細に御説明申し上げます。

よろしく御審議のほどお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 伊崎公介君、8番 植松康祐君の2名を指名します。

会期の決定

議長（加藤保郎君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る10月27日の議会運営委員会において、本日より12月12日までの9日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より12日までの9日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告

議長（加藤保郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります薄い黄色の諸般の報告つづりをごらんください。

福祉労働者の処遇改善・人材確保に関する陳情、岐阜県建設技術協会の要望書、常任委員会所管事務調査報告書、定例監査実施報告書、例月現金出納検査の結果について（報告）、平成26年8月分から10月分までの報告であります。以上の5件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第9号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

おはようございます。

私のほうからは報告第9号 専決処分の報告について説明をさせていただきます。

諸般の報告つづりの1ページをお願いします。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決第5号 専決処分書。

平成26年御嵩町議会第2回臨時会で議決された工事請負契約の一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をいたしました。専決処分日、平成26年11月7日。

契約の目的、下水道管渠改築第2期工事。契約の金額、「7,668万円」を「7,840万5,840円」に変更する、172万5,840円の増額です。変更理由につきましては、施工前処理工等の数量増による増額でございます。契約の相手方、岐阜県可児郡御嵩町比衣433番地、株式会社御嵩重機建設代表取締役 吉田廣美です。

資料つづりの50ページをお願いします。

こちらには工事請負変更契約書の写しがつけてございます。

以上で、報告第9号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議会運営委員会委員の補充選任

議長（加藤保郎君）

日程第4、議会運営委員会委員の補充選任を行います。

現在、議会運営委員会の委員長が欠けておりますので、議会運営委員会委員の補充選任についてを議題とします。

お諮りします。御嵩町議会委員会条例第7条第2項の規定により、議会運営委員会の委員は、議長が指名することとなっております。これにより、山口政治君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の委員に山口政治君を選任することに決定いたしました。

ここで、議会運営委員会を開催していただき、委員長の選出をお願いします。

暫時休憩いたします。再開予定時刻は9時50分とします。

午前9時37分 休憩

午前9時50分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

議会運営委員会から委員長及び副委員長の選任報告がありましたので発表します。

事務局長に発表させます。

議会事務局長 小木曾昌文君。

議会事務局長（小木曾昌文君）

それでは、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任報告をします。

今回、副委員長も交代されましたので、あわせて報告いたします。

委員長 高山由行議員、副委員長 山口政治議員、以上であります。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長（加藤保郎君）

日程第5、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

岐阜県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長に御嵩町長がつかれたことにより、広域連合の議会議員として御嵩町より2名の議員を選出するよう広域連合長から依頼がありました。つきましては、地方自治法第291条の5第1項の規定に基づく岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項及び第2項第2号の規定により、選挙を行うものです。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に副町長 瀬瀬久美君と私、加藤保郎の2名を指名したいと思っております。

お諮りします。ただいま指名しました副町長 瀬瀬久美君と私、加藤保郎を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、副町長 瀬瀬久美君と私、加藤保郎が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ただいま当選されました両名が議場に在席しておりますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（加藤保郎君）

日程第6、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました承認第5号と議案第54号から議案第72号までの20件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件20件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

最初に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 山田徹君。

総務防災課長（山田 徹君）

おはようございます。

それでは、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案つづりの1ページをお願いいたします。

12月14日に第47回衆議院議員総選挙が行われることに伴い、選挙の執行経費を計上するため、平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）として、解散日の11月21日付で専決をしました。地方自治法第179条第1項の規定により、この報告を行い、承認を求めるものであります。

別冊の赤色インデックスで補正予算と記載してあります御嵩町一般会計補正予算（第5号）の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

第1条で、900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を83億6,683万3,000円とする旨規定しています。各款項ごとの補正額は、第1表 歳入歳出予算補正として2ページに掲載してあります。

それでは、4ページを開いていただき、歳入の説明をいたします。

最高裁判所裁判官国民審査を含む衆議院議員選挙委託金として、款15県支出金に900万円を計上しております。

5ページをお願いいたします。

歳出予算であります。目05衆議院議員選挙費として執行経費を計上しております。選挙管理委員会委員などへの報酬105万3,000円、選挙事務従事者に対する時間外勤務手当500万円、期日前投票事務に従事する臨時職員賃金36万9,000円、選挙啓発物品、投票所の賄い経費など需用費76万2,000円、入場券発送のための郵便料など役務費63万2,000円、ポスター掲示場設置などの委託料78万2,000円、選挙機材、ポスター掲示板などの借り上げ料として93万8,000円を計上し、目全体総額で953万6,000円の執行経費を見込んでおります。

なお、款14予備費53万6,000円の減額は、歳入予算に合わせるための補正であります。

6ページ、7ページ掲載の給与費明細書は、報酬計上に伴う特別職、時間外勤務手当増による一般職、それぞれの補正額を明示しております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 瀨瀬久美君。

副町長（瀨瀬久美君）

それでは、議案第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

議案つづりの2ページをお願いいたします。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱を受け、広く人権問題に関し相談事業、啓発事業などを行っていただく方で、岐阜地方法務局美濃加茂支局管内で45の方が活躍をされております。

御嵩町からは5の方が委嘱をされておりますが、そのうち3の方が来年3月31日をもって任期満了となります。3人の方には引き続き活動いただきたく思っておりましたが、お2人は再任いただけるものの、お1人の方は退任の御意思が強く、後任につきまして人選をしてきたわけですが、その結果、推薦候補者の人選が整いましたので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員推薦候補者に対し、議会の意見を求めるものであります。

議案をごらんいただきたいと思います。

再任といたしまして、小川文甫さん、昭和20年8月7日生まれ、住所は御嵩町御嵩1377番地1、同じく再任でございますが、安藤栄子さん、昭和24年10月21日生まれ、住所は御嵩町顔戸992番地2であります。新任といたしまして、鍵山博之さん、昭和29年2月23日生まれ、住所は御嵩町小原5856番地1であります。

ただいま御紹介を申し上げました3の方につきましては、いずれも人格・識見も高く、人権擁護に理解があり、人権擁護委員として活動をいただくにふさわしい方々でございます。

なお、任期は3年であります。資料つづり1ページから3ページにかけて推薦候補者の履歴書を掲載してありますので、お目通しの上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

以上をもちまして、議案第54号の説明といたします。

議長（加藤保郎君）

続いて、補正予算関係に入ります。

議案第55号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 山田徹君。

総務防災課長（山田 徹君）

議案第55号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

平成26年度補正予算書つづりの中のピンク色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

第1条で、3億8,763万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を79億7,919万7,000円とする旨規定しています。各款項ごとの補正額につきましては、2ページから5ページの第1表 歳入歳出予算補正によります。

今回の補正の主な内容は、4月1日付の職員の異動及び人事院勧告による給与改定に伴う補正、亜炭鉱跡防災モデル事業工事の年度ごとの出来高見込みの変更に伴う補正、また、がんば

る地域交付金の内示及び農地中間管理事業に係る協力金補助金の内示に伴う補正です。

第2条と第3条につきましては、6ページからをお開きください。

第2表 債務負担行為補正は、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業の第3期地区の防災工事について、各年度の出来高割合が変更になったことに伴い、限度額を4億7,300万円増額して33億5,900万円とするものです。

7ページをお願いいたします。

地方債補正では、起債の借入限度額を追加及び変更します。

まず追加については、長谷送水所から長岡配水池への送水管と長岡配水池からの配水管の老朽化に伴い、これら水道管路の耐震化事業に対する出資金の財源として出資債を借り入れるため、390万円を追加します。

変更については、今回の補正で追加する国庫補助金、がんばる地域交付金を消防グラウンド整備工事に充当することに伴い、消防防災施設整備事業の限度額を1,210万円減額し、740万円とするものです。

それでは、歳入歳出の明細について説明させていただきますので、10ページをお開きください。

歳入からでございます。

款12分担金及び負担金のうち、目01民生費負担金、保育料現年度分は、保育園児の増加に伴い、805万円を増額。

目03災害復旧費負担金、特定鉱害復旧事業費負担金は、亜炭鉱跡防災モデル事業における第3期地区の防災工事に係る年度内出来高見込み額の変更に伴い、4億7,348万円を減額いたします。

款13使用料及び手数料、項01使用料、目05土木使用料の中の節04の道路占用料（滞納繰越分）及び節06法定外公共物占用料（滞納繰越分）は、該当する繰り越しがなかったことにより、各1,000円を減額し、節15の法定外公共物占用料（現年度分）は、新規申請の追加に伴い、12万円を増額いたします。

また、項02手数料、目04土木手数料、屋外広告物許可申請手数料（過年度分）は、該当するものがなかったことにより、これも1,000円減額するものです。

11ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項01国庫負担金、目01民生費国庫負担金の児童運営費負担金は、私立保育園への保育委託児童数の増加に伴い、300万3,000円を増額。

項02国庫補助金、目01民生費国庫補助金、保育緊急確保事業費補助金は、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、子ども・子育て支援事業に対し補助金が交付されるため、

528万円増額。

目06総務費国庫補助金、節01がんばる地域交付金は、好循環実現のための経済対策のために創設された交付金で、交付限度額が提示されたことに伴い、1,610万3,000円計上し、消防グラウンド整備事業に充当するものです。節02電算管理費補助金は、社会保障・税番号制度システム整備のため行った住基台帳システム改修及び中間サーバー利用負担金に対する補助金の交付決定がされたことに伴い、578万1,000円を計上いたしました。

款15県支出金、項01県負担金、目01民生費県負担金、児童運営費負担金は、私立保育園への保育委託児童数の増加に伴い、150万1,000円を増額。

項02県補助金、目02民生費県補助金は、制度改正により、安心こども基金補助金が保育緊急確保事業費補助金へ移行することとなったため、安心こども基金補助金を498万2,000円減額し、保育緊急確保事業費補助金を399万5,000円増額するものです。

12ページへ移って、目04農林水産業費県補助金、農業委員会費補助金は、国の政策に伴う農地台帳システムの改修等に対して全額が補助されるため、129万6,000円を計上。機構集積協力金補助金は、今年度創設された農地中間管理事業において、農地の集積に対し協力した地域担い手、出し手に対して交付される協力金に対する補助金で1,603万5,000円を計上。農業6次産業化促進支援事業補助金は、農家生活改善グループが行う6次産業化事業に対する補助金の内示があったため、100万円を計上しました。

款16財産収入、目01不動産売却収入は、平芝地区のため池を払い下げることに伴い、15万6,000円増額。

款18繰入金、目01の財政調整基金繰入金は、財源調整のため、3,616万7,000円を増額いたします。

款20諸収入、目01農林水産業費受託事業収入は、森林研究所から委託を受けて禅堂平地内の作業道補修を行うため、森林研究所委託料37万8,000円を計上いたしました。

13ページをお願いいたします。

目05雑入、節01総務費雑入のうち、さんさん広場わいわい館売電料は、実績見込みにより10万円を増額。Jークレジット販売収入は、環境フェア等のイベントをカーボン・オフセットイベントとして行うことにより販売収入が見込まれるため、3万円を計上。また、公共施設売電料は、グリーンニューディール基金を活用して太陽光発電設備を整備する施設に売電料が発生するため、3万4,000円を計上いたしました。

款21町債は、7ページの地方債補正でも説明しましたが、消防防災施設整備事業について1,210万円を減額。

また、目06一般会計出資債は、水道管路耐震化事業390万円を追加で計上いたします。

続きまして、14ページをお願いいたします。

これより歳出の説明に移りますが、職員等の人件費に係る部分につきましては、後ほど給与費明細書でまとめて御説明いたしますので、お願いいたします。

款02総務費、項01総務管理費、目01一般管理費の中の節07賃金は、4月人事異動に伴う正職員の未配置を補うため、臨時職員を追加雇用したことにより127万8,000円を増額。節13委託料は、総務省の要請に基づいて固定資産台帳の整備を進めるため、固定資産台帳整備支援委託料39万4,000円を計上。

目04電算管理費の中間サーバー利用負担金は、社会保障・税番号制度に係る整備運営経費として98万1,000円を計上しました。

15ページをお願いいたします。

目08の環境モデル都市推進費、節25積立金は、町施設での太陽光発電による売電料や町が所有するJ-クレジット販売収入相当分を基金に積み上げるため、低炭素まちづくり基金積立金77万2,000円を計上。

目14財政調整基金費、節25積立金は、財源調整のため、1,118万円を減額します。

項02徴税費、目02賦課徴収費の節11需用費は、総合行政システム対応帳票を購入するため、67万5,000円を増額します。

款03民生費、項01社会福祉費、目02国保年金事務等取扱費、節28繰出金は、財政安定化支援繰出金の基準額確定に伴い、33万4,000円を増額します。

16ページをお願いいたします。

款03民生費、項02児童福祉費、目02児童運営費、節13委託料は、委託児童数の増加に伴い、他市町村児童運営委託料を202万円増額、御嵩保育園運営委託料を889万6,000円増額いたします。また、節19負担金補助及び交付金は、御嵩保育園に保育士等処遇改善臨時特例事業補助金を交付するため、民間保育園運営補助金を205万5,000円増額いたします。

17ページをお願いいたします。

款04衛生費、項02清掃費、目01し尿塵芥処理費、節27公課費は、自動車重量税の改正に伴い、2,000円増額いたします。

款06農林水産業費、項01農業費、目01農業委員会費、節13委託料は、農地台帳システムの改修及びデータ整備を行うため、歳入と同額の129万6,000円を計上します。

また、目02農業総務費、節18備品購入費は、担い手センター内の業務用回転釜の更新のため、27万8,000円を計上いたしました。

目03農業振興費、節19負担金補助及び交付金のうち、農業再生協議会補助金は、経営所得安定事務補助金の全額を充てるため、32万2,000円を増額。機構集積協力金補助金は、歳入でも

説明した同額の1,603万5,000円を計上。18ページへ参りまして、農業6次産業化促進支援事業補助金は、これも歳入と同額の100万円を計上。農産物加工用機器導入事業補助金は、県の農業6次産業化促進支援事業に町としても支援を行うため、50万円を計上するものです。

項02林業費、目02林業振興費は、森林研究所委託料37万8,000円を計上。

款07商工費、目03観光費、節15工事請負費は、水道未普及地域解消事業にあわせた謡坂公衆トイレでの給水管布設工事を行うため、11万9,000円を計上いたします。

19ページをお願いいたします。

款08土木費、項02道路橋梁費、目02道路維持費、節27公課費は、自動車重量税の改正に伴う2,000円の増額。

項03河川費、目03排水新設改良費は、津橋公民館西側の前沢川護岸で崩落の危険がある箇所
の修復を行うため、節13委託料の一部280万円を節15の工事請負費へ組み替えるものです。

項04都市計画費、目03公共下水道費、節28繰出金は、4月の人事異動及び人事院勧告に伴う
下水道特別会計の人件費の増額分に対して繰出金を出資するため、590万円増額いたします。

20ページは中段へ参りまして、款09消防費、目04防災費、節27公課費は、これも自動車重量
税の改正に伴う2,000円の増額です。

21ページをお願いいたします。

款10教育費、項01教育総務費、目02事務局費、節13委託料は、地方教育行政の組織及び運営
に関する法律の改正に伴う関連例規整備のため、50万1,000円を計上し、節19負担金補助及び
交付金では、保育園入園児の増加に伴い、私立幼稚園奨励費補助金を77万円増額いたします。

項02小学校費、目01学校管理費、節11需用費は、小学校の水道施設等の修繕料がかさんだた
め、70万円を増額。

項03中学校費、目01学校管理費、節18備品購入費は、向陽中学校職員室のエアコンが修理不
能となり新規に購入するため、65万円を増額いたします。

22ページへ参りまして、項05保健体育費、目03学校給食センター費の節27公課費は、自動車
重量税の改正に伴う2,000円の増額です。

そして款11災害復旧費、目01特定鉦害復旧費、節15工事請負費は、歳入の始めにも説明いた
しました亜炭鉦跡防災モデル事業の変更に伴い、同額の4億7,348万円を減額するものです。

23ページをお願いいたします。

款13諸支出金の目01公営企業出資金、節24投資及び出資金は、起債の追加において説明をし
ました水道管路の耐震化事業に対して出資するため、390万円を計上するものでございます。

24ページからは給与費明細書がございました。

1の特別職につきまして、一番下の比較の欄をごらんください。長等の期末手当と共済費、

議員の期末手当につきましては、人事院勧告により、またその他の特別職につきましては、図書館嘱託員の追加雇用対応の報酬によりまして、合計で241万円の増額でございます。

25ページをお願いいたします。

2の一般職の総括、上段の比較欄でございますが、給料、職員手当、共済費において、人事院勧告と人事配置の変更などによりまして合計で4,485万2,000円の増額です。

また、職員手当の内訳につきましては下の部分を、26ページには増減額の明細がございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第56号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第57号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

おはようございます。

それでは、議案第56号、第57号について御説明をいたします。

初めに、議案第56号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

補正予算書つづりの中の黄色い表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億9,788万4,000円とするものでございます。第2項には、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表の歳入歳出予算補正によります。

4ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。

上段の款06項01目01の財政調整交付金の特別調整交付金を32万4,000円増額いたします。これは、国保の法改正に対応するシステム改修を行うことによります、それに係る委託料相当額を交付していただくというものでございます。

その下段、款09項01目01一般会計繰入金の財政安定化支援繰入金を33万4,000円増額いたします。財政安定化支援繰入金の額が確定に伴う増額補正でございます。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

一番上の段、款01項02目01賦課徴収費の委託料でございますが、先ほど歳入で説明いたしました国保の法改正に対応するシステム改修で32万4,000円の増額でございます。

下から2段目、款10項01目01一般被保険者保険税償還金は、過年度に既に国保の資格を喪失している者が今年度に届け出をした場合、納付された国保税を還付するものでございます。今年度は、既に執行率が95%となっておりまして、予算も残り少なくなっておることから増額補正をお願いするものでございます。

一番下、予備費は、収支調整といたしまして66万6,000円を減額するものでございます。

以上で、議案第56号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、議案第57号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

補正予算書つづりのオレンジ色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条といたしまして、保険事業勘定の歳出予算の内部で追加、減額をし、歳出予算の総額14億5,032万1,000円は、変更しないというものでございます。第2項で歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表 歳出予算補正によります。

4ページをお願いいたします。

人事院勧告によりまして職員の給料及び手当の増額をお願いするものでございます。

上の段、款05項02目01包括的支援事業等費でございますが、包括支援センターの職員の給料、職員手当等、共済費の人事院勧告に伴う増額分など24万円でございます。

その下の段、予備費でございますが、収支調整で24万円を減額してございます。

5ページからは補正予算給与費明細書が書いてございますので、お目通しをお願いしたいと思っております。

以上で、議案第57号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第58号 平成26年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について、議案第59号 平成26年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、私のほうから、議案第58号及び第59号について説明をさせていただきます。

初めに、議案第58号 平成26年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）でございます。補正予算の黄緑色の表紙の1ページをお願いします。

平成26年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）は、主に人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ612万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,732万2,000円とするものです。各款項ごとの補正額につきましては、2ページ掲載の第1表 歳入歳出予算補正によりますので、お目通しをお願いします。

次に4ページをお願いします。

歳入です。

款01分担金及び負担金、目02人件費負担金は、人事異動等に伴う水道事業会計からの職員給与負担金で22万5,000円の増。

款06繰入金、目01一般会計繰入金も人事異動等に伴う増額分を一般会計から繰り入れるもので、590万円の増です。

5ページをお願いします。

歳出です。

款01下水道事業費、目01下水道維持管理費の節02給料、03職員手当等、04共済費は、人事異動等によりそれぞれ増。節13委託料は、水道事業会計で委託しています下水道使用料徴収委託料が事業費確定により93万4,000円の増。

款01下水道事業費、項02下水道施設費、目01下水道建設費の節02給料、03職員手当等、04共済費は、人事異動等によりそれぞれ増。

款04予備費は、下水道使用料徴収委託料の増に伴います93万4,000円の減でございます。

以上で、議案第58号 平成26年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第59号 平成26年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

水色表紙の1ページをお願いします。

平成26年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）は、平成27年度に予定をしておりました上之郷未普及地域解消事業の小原地区の一部の給水管布設工事が今年度実施できることとなったことによる受託工事の増、共和台加圧ポンプ場更新工事に低炭素社会創出促進協会の補助金が採択されたことなどによる補正でございます。

第2条は収益的収支の補正でございます。

収入の第1款水道事業収益を2,203万7,000円増額し、6億4,003万7,000円に、支出の第1款水道事業費用を2,180万円増額し、6億980万円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第3条は資本的収支の補正でございます。予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億6,900万円」を「3億5,952万5,000円」に、「過年度損益勘定留保資金1億6,090万4,000円」を「2億6,462万9,000円」に、「当年度損益勘定留保資金1億7,500万円」を「6,180万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入は、第1款資本的収入を970万円増額し、1億4,470万円に、支出は、第1款資本的支出を22万5,000円増額し、5億422万5,000円とするものです。

次の3ページからは実施計画書、5ページからは予定損益計算書、7ページからは予定貸借対照表となっておりますので、後ほどお目通しをお願いし、10ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出の収入の部といたしまして、項1営業収益、目2受託工事収益、節1受託工事収益は、平成27年度予定分を前倒しする小原地区の給水管布設工事分で900万円の増。

目3その他営業収益、節4受託収益は、下水道使用料収納業務の事業費確定により93万4,000円の増。節5その他雑収益は、項2営業外収益からの人件費負担金の科目更正によりまして500万1,000円の増。

項2営業外収益、目1受取利息及び配当金は、国債を売却したことにより66万3,000円の減。

目2長期前受金戻入は、平成25年度建設改良工事が確定したことにより600万円の増。

目3雑収益は、科目更正による人件費負担金の減、昨年の長谷送水ポンプ場事故に係る保険金収入及び国債売却益の増で、差し引き176万5,000円の増です。

11ページをお願いします。

支出の部では、項1営業費用、目2配水及び給水費、節15の修繕費は、淵之上橋漏水事故や落雷事故に費用を要したため、300万円の増。

目3受託工事費、節12工事請負費は、収入で説明をいたしました小原地区の給水管布設工事分で900万円の増。

目5減価償却費、節1有形固定資産減価償却費は、平成25年度建設改良工事が確定したことにより980万円の増でございます。

次の12ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入の部、項1出資金、節1出資金は、長岡地区配水管改良工事を水道管路耐震化事業として、補助裏の一部を一般会計出資債としたことにより390万円の増。

項2負担金、節2工事負担金は、共和台加圧ポンプ場更新工事に低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制事業費補助金が採択されたことにより580万円の増。

支出の項1建設改良費、節27負担金は、人事異動等により人件費負担金が22万5,000円の増でございます。

13ページをお願いします。

平成26年度予定キャッシュ・フロー計算書です。

1. 業務活動によるキャッシュ・フローの当年度純利益は、収入増により当初予算計上額より80万円ほど増の993万7,000円を予定しております。

以上で、議案第59号 平成26年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いします。

議長（加藤保郎君）

次に、条例関係等に入ります。

議案第60号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第71号 可茂広域行政事務組合理約の一部を改正する規約について、議案第72号 可茂広域行政事務組合における視聴覚教育の推進に関する事務廃止に伴う財産処分について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 各務元規君。

企画課長（各務元規君）

それでは、私のほうから3つの議案を説明させていただきます。

それでは、議案書つづり5ページをお開きください。

議案第60号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

改正条例は、5ページから15ページとなっています。

この一部改正条例では、御嵩町の職員に関する条例を初め、常勤の特別職職員の給与に関する条例、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の4つの条例を改正いたします。

改正の内容の説明につきましては、資料で御説明しますので、資料つづりの4ページをお願いいたします。

今回の改正の主なものは、平成26年度人事院勧告により民間給与との格差を埋めるため、平成26年4月からの給料を平均で0.3%、期末・勤勉手当を0.15月分引き上げた後、給与制度の総合的見直しを行うため、平成27年4月より給料を平均で2%引き下げるなどの2段階の改正を行うものでございます。

それでは、条例ごとの改正概要を御説明いたします。

第1の職員の給与に関する条例の改正概要です。

今回の人事院勧告の内容は、大きく2つに分けられます。1つ目が民間給与との比較による26年度の給与水準の改定です。初任給や若年層に重点を置き、給料月額が平均0.3%引き上げた給料表を改定します。これは4月から遡及適用されます。また、期末・勤勉手当の年間支給率が0.15月分引き上げられ、ごらんの表のとおり、12月の勤勉手当の月数を増加させることで実施します。

2つ目が給与制度の総合的見直しによるもので、平成27年4月から平均2%を引き下げた給料表の改定を行うものです。主に50歳代後半層を最大4%引き下げ、円滑な移行のために3年間の経過措置を設けています。また、管理職で55歳超えの職員の1.5%減額支給措置を平成30年4月から廃止するものです。これらにより、給与制度の総合的見直しは、平成30年4月から完全実施となります。

5ページをお願いいたします。

地域手当の支給割合の見直しを行います。御嵩町職員が勤務している東京都と岐阜市の支給割合を資料のとおり、3年間で段階的に引き上げます。

次に、単身赴任手当の基礎額及び職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度額の引き上げを、資料のとおり、3年間で段階的に行います。

その下の管理職員特別勤務手当の見直しは、従来の週休日などの緊急勤務のほかに平日深夜勤務を追加するものです。

期末・勤勉手当の支給率の改定は、ごらんの表のとおり、勤勉手当の支給率を6月期と12月期に均等に配分するものです。

6ページをお願いします。

第2の常勤の特別職職員の給与に関する条例改正の概要と、真ん中の第3の議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例改正の概要です。

職員の期末・勤勉手当の引き上げ同様、平成26年12月支給分の期末手当の支給率を0.15月引き上げ、続いて平成27年度から引き上げた0.15月分を6月期と12月期に均等に配分する2段階の改正であります。なお、教育長の期末手当も常勤の特別職の職員の例により、同様の変更となります。

最後に、第4の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例改正の概要は、職員の給与に関する条例と同様に、管理職員特別勤務手当を支給する内容に平日深夜勤務を追加するものです。

次の7ページをお願いします。

主な内容として、条例ごとの具体的な改正内容を示しておりますので、後ほどごらんください。

8ページの中段をお願いします。

この施行期日は、公布の日からとなりますが、給料表関係は、平成26年4月1日から適用し、期末・勤勉手当関係は、平成26年12月1日からの適用となります。

また、給与制度の総合的見直しによる改正及び期末・勤勉手当の支給割合の変更は、平成27年4月1日から施行します。

次の9ページから28ページまで新旧対照表がございますので、後ほどごらんください。

給与条例の説明を終わらせていただきまして、続きまして、議案書つづりの41ページをお開きください。

議案第71号 可茂広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約についてを御説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、可茂広域行政事務組合同規約の一部を次のとおり改正するものです。

資料で御説明しますので、資料つづりの48ページの新旧対照表をお願いいたします。

新旧対照表ですが、規約の第3条に組合の共同処理する事務についての条項がございます。今回の改正は、第2号の視聴覚教育の推進に関する事務、第3号の広域における観光振興に関する事務について廃止するものです。これは可茂広域行政事務組合において、この2つの事務の共同処理を行うために視聴覚教育課及び観光課を設置して事務を進めておりましたが、可茂広域行政事務組合として共同処理すべき業務の需要が減少し、また事務の合理化のためにこの2分野について共同処理を行わないこととなったため、組合の共同処理する事務に関する部分の規約を改正するものでございます。

なお、今回の規約改正の施行期日は、平成27年4月1日からです。

続きまして、議案書つづり42ページをお願いいたします。

議案第72号 可茂広域行政事務組合における視聴覚教育の推進に関する事務廃止に伴う財産処分についてを御説明いたします。

地方自治法第289条の規定により、可茂広域行政事務組合における視聴覚教育の推進に関する事務廃止に伴う財産処分を次のとおり定めるといふものです。

財産処分の方法は、先ほど説明させていただきました規約の改正により、廃止に伴います事務に係る財産を平成27年4月1日から美濃加茂市に帰属させるというものでございます。

資料つづりの49ページの財産に関する調書をお願いいたします。

対象となります物品の種類は、全部で18種類、数はそれぞれ書いてございます。今後、これらの物品につきましては、美濃加茂市立図書館に引き継ぎ、美濃加茂市立図書館設置条例及び

施行規則に基づき、周辺市町村に対しても貸し出しをするということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第61号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第62号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 山田徹君。

総務防災課長（山田 徹君）

議案つづりの16ページをお願いいたします。

議案第61号について御説明いたします。

御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明は資料において行いますので、資料つづりの29と30ページをお願いいたします。

少子・高齢化の進展や、産業就業構造と地域の社会環境の変化とともに、新時代に即した消防団のあり方が問われています。

平成25年には消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が定められ、みずからの地域はみずから守るため、消防団員の加入促進への、より一層の強化措置が求められています。女性消防団員による地域防災への参画もその一つとして、女性の持つソフトな面を生かした消防活動の展開が進み、全国的にも活躍が期待されつつあります。

今回の条例改正の概要であります。御嵩町消防団においても、新たに女性消防団員10名を消防団本部に追加するため、現在の定員160人を170人に改正するものです。

想定されます活動内容としましては、団行事の広報や、火災予防啓発、現場での後方支援などです。

なお、この条例の施行は、平成27年4月1日からであります。

続きまして、議案第62号は、議案書つづりの17ページをお願いいたします。

議案第62号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、説明につきましては、資料つづりのほうの31ページ、新旧対照表をごらんください。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が公布され、その一部の規定が平成26年12月1日から施行されるに当たり、関係法令の整備に関する政令がこの9月に公布されました。これを受けて、児童扶養手当法の一部も改正され、公的年金等との併給制限の見直しが行われるため、消防団員等公務災害補償の受給に係る附則第5条第7項第1号及び第2号の中の見直しについて、条ずれ、項ずれ等、所要の改正を行うものです。

なお、この条例は、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用します。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第63号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第68号 工事請負契約の締結について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

環境モデル都市推進室長 須田和男君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（須田和男君）

それでは、初めに議案第63号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案つづりにつきましては18ページでございますが、資料に基づいて御説明申し上げますので、資料つづりの32ページをお開きください。

今回の条例改正につきましては、環境モデル都市の使命とも言える低炭素なまちづくりを推進するため、新たに低炭素まちづくり基金を造成し、低炭素コミュニティーの実現を目的とした事業の財源とすることを目的としております。

この基金の財源並びに処分に関しましては、大きく2つの事業を想定し、規定しております。

1つは、先ほど一般会計補正予算（第6号）でも触れましたし、この後、御説明する議案第68号とも関連しますが、本年度、グリーンニューディール基金事業を活用しまして、向陽中学校、中公民館、B&G海洋センターに太陽光発電、蓄電池、燃料電池などの設備を整備します。この事業による電力の需給は、大規模な災害時においても、一定期間自立した避難所運営が可能となり、本町の防災力の向上にもつながることが期待できます。

平常時は、基本的には太陽光で発電した電力は、これら施設の運営に必要な電力として賄われるわけですが、休館日や土曜・日曜日、夏休みなど、電力をほとんど使用しない日の電力は、わずかではあります。余剰電力として売電するシステムとしております。国からは、グリーンニューディール基金事業により整備した施設から発生する収入は、新たな基金を造成し、この事業で整備した機器のメンテナンス費用等に充てるよう指導もいただいていますことから、今回、低炭素まちづくり基金を創設しまして、この売電収入を管理することとするものでございます。

また、既に太陽光発電設備が設置済みの御嶽宿わいわい館、さんさん広場、希り館の3施設の余剰電力の売電収入につきましても、昨年度までは充当財源、もしくは一般財源として処理しておりましたが、再生可能エネルギー発電設備等の維持管理、または更新時の財源に充てるため、今年度収入分よりこの基金に積み立ててまいります。

2つ目として、役場本庁舎の空調設備を重油式から電気式に更新したことに伴い、CO₂削

減の認証を得て、クレジットを取得しました。

また、現在、認証の手続を進めておりますが、森林経営信託により可茂森林組合が行っている森林整備に伴い、CO₂の吸収を高めた分をクレジットとして取得できる見通しです。

これらをJ-クレジットといますが、これらクレジットは、町内外問わず、カーボン・オフセットイベントの主催者や、CO₂の削減目標に達しない場合、あるいは社会貢献活動として企業などへ販売することができます。

このクレジットの売却収入もこの基金に積み立て、森林整備や環境教育、環境学習などの事業の財源に充て、循環させていこうというものでございます。

資料つづり33ページには新旧対照表を掲載しておりますが、後ほどお目通しいただくとしまして、議案つづり18ページをごらんいただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行しまして、平成26年4月1日より適用することを定めております。

以上で、議案第63号の説明を終わります。

続きまして、議案第68号 工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

議案つづりの38ページをお願いいたします。

次のとおり工事請負契約を締結したく、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としましては、御嵩町避難所等への防災対応型再生可能エネルギー設備導入工事。契約の方法は、条件つき一般競争入札でございます。契約金額は1億4,882万4,000円。契約の相手方は、岐阜県中津川市千旦林118番地の84、石原電機工業株式会社代表取締役 石原昭弘でございます。

今回の事業につきましては、環境省が所管し、岐阜県が造成しましたグリーンニューディール基金の事業採択を受けて施工するもので、避難所等への再生可能エネルギー等の導入により、災害に強く、低炭素な地域づくりを目的とした事業であります。

工事の内容としましては、先ほども少し触れましたが、指定避難所であるB&G海洋センター、向陽中学校、中公民館の3施設に太陽光発電、蓄電池、燃料電池の整備と、向陽中並びに海洋センターの体育館については、照明灯のLED化を行います。

また、御嶽宿わいわい館に蓄電池、燃料電池、まきストーブを、さんさん広場に蓄電池を設置し、災害時における電力供給施設として整備するものでございます。

資料つづりの43ページには工事請負仮契約書の写しを、次のページには入札執行結果公表一覧表、45ページには施設の整備概要を添付してございますので、後ほどごらんいただきたいと

思います。

以上で、議案第63号、第68号の説明を終わらせていただきます。御審議をよろしくお願いたします。

議長（加藤保郎君）

議案第64号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第65号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第66号 御嵩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

それでは、議案第64号、第65号、第66号について御説明をいたします。

初めに、議案第64号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案つづりの19ページと資料つづりの34ページをお願いいたします。

今回の一部改正は、国の社会保障審議会医療保険部会において産科医療補償制度における掛金の額を見直す方針と、出産育児一時金の総額を42万円に維持するという方針が決定され、これに基づき、健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

出産育児一時金は、国保の被保険者が出産したときに、現在、総額で42万円でございますが、42万円を支給するというものでございます。今回の改正は、産科医療補償制度の見直しとあわせて出産育児一時金の額を見直すものであります。

議案のほうをお願いいたします。

第7条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に改めます。これは産科医療補償制度の掛金が3万円から1万6,000円に変更したことに伴うものでございます。なお、総額は42万円ということで、今までと同額となっておりますということでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年1月1日から施行します。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、従前の例によるということでございます。

資料つづりの35ページに新旧対照表がございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第65号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明をいたします。

議案つづりの20ページ、それから資料つづりの36ページの資料をお願いいたします。

この条例は、第3次地方分権一括法の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省通知によることとされてきました地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を市町村の条例により定めることとされたことに伴い、制定するものでございます。

それでは、条文について説明いたします。

議案つづりの20ページのほうをお願いいたします。

第1条ですが、この条例の趣旨が明記されてございます。

第2条は、包括支援センターの設置者と委託を受けることができる者についての規定でござい
ます。

21ページをお願いいたします。

第3条は包括支援センターの委託について、第4条は包括支援センターの担当する区域につ
いて、第5条は包括支援センターが行う事業について記載されております。

22ページをお願いいたします。

第6条は御嵩町相談支援事業者との連携について、第7条は包括支援センターの設置者は、
指定介護予防支援事業者の指定を受け、指定介護予防支援の事業を実施しなければならないと
いうことが明記されてございます。

第8条は、関係者との連携を図るため、地域ケア会議を置くことと、その構成員などが規定
されております。

22ページから23ページにわたりますが、第9条は包括支援センターの職員の員数など、それ
から第10条は、地域包括支援センターの運営基準が規定されております。

それから第11条におきましては、条例に定めるほか、必要な事項については町長が別に定め
るということが明記されております。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行します。

また、今回の条例制定によりまして御嵩町地域包括支援センター設置条例に係る部分を
附則の中で一部改正をしてあります。

以上で、議案第65号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第66号 御嵩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定に
ついて御説明をいたします。

議案つづりの25ページと資料つづりの38ページをお願いいたします。

この条例も第3次地方分権一括法の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで厚
生労働省令によることとされてきました基準該当介護予防支援及び指定介護予防支援の事業に

関する基準及び指定介護予防支援事業者の指定要件を市町村の条例により定めるとされたことに伴い、制定するものであります。

それでは、条文について説明をいたします。議案つづりの25ページからお願いしたいと思います。

こちらにつきましては、章立てでつくられております。第1章から第6章までということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、第1章でございます。総則といたしまして第1条から第3条まで、こちらにつきましては条例の趣旨、それから用語の定義、それから一般原則が規定されております。

26ページでございますが、第2章で基本方針といたしまして、第4条に、指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。また、サービスが総合的、効率的に提供されるようにするなどの基本方針が明記されております。

26ページ、下段のほうでございますが、第3章になります。第3章は人員に関する基準といたしまして、第5条に指定介護予防支援事業所ごとの従業者の員数について、それから第6条に指定介護予防支援事業所の管理者について規定されております。

それから27ページの上段の辺でございますが、第4章でございます。第4章は、7条から第31条にかけまして運営に関する基準が規定されております。

第7条は、指定介護予防支援の内容と手続の説明と同意について、それから第15条は指定介護予防支援の一部を委託する場合の遵守事項が、第20条で事業の運営についての重要事項に関する規程の策定、それから第25条は業務上知り得た利用者、その家族の秘密の保持、第28条は苦情の処理、それから第29条で事故発生時の対応などが明記されております。

第5章は介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準といたしまして、第32条に医療サービスとの連携や、目標志向型の介護サービス計画の策定、それから介護予防支援の質の評価や改善、成年後見制度の活用など基本取扱方針が、第33条には介護予防支援の提供に当たっての留意点が明記されてあります。

第6章は基準該当介護予防支援に関する基準といたしまして、第34条に指定介護予防支援事業の基準を準用することが明記されてございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行します。

なお、経過措置といたしまして、第20条に規定してあります指定介護予防支援事業所の運営規程につきましては、施行の日から1年を超えない期間内に定めるものとするということでございます。

なお、今回の条例改正によりまして、御嵩町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、

設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、それから御嵩町地域包括支援センター設置条例の関係する部分を附則で一部改正をしてございます。

以上で、議案第66号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第67号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 田中秀典君。

教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

それでは、議案第67号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案つづりは36ページ、資料つづりは40ページとなっております。

初めに、資料つづり40ページをお願いいたします。

概要について御説明をいたします。

今回の一部改正につきましては、平成27年度より上之郷小学校区に放課後児童クラブを設置するための改正及び平成26年9月に制定されました、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定に伴う必要な事項を改正いたします。

初めに、上之郷小学校区放課後児童クラブの設置について御説明をいたします。

場所は、御嵩町中切1359番地2、上之郷保育園の空き教室30.8平方メートルを利用させていただきます。

開設時間は、児童の下校時間から18時までとし、定員は15名、利用料金は4,000円、運営費としまして、賃金・材料費等230万円を見込んでおります。また、県補助金約30万円を見込んでおります。

開設に係る整備費につきましては、必要最小限の備品購入費等13万円を予定しております。

続きまして、御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定に伴う改正としまして、入部資格につきましては、基準条例第5条において、事業の対象は小学校に就学している児童となっております。現行では、児童クラブの入部資格は、小学校1年生から3年生までの者となっているため、小学校に就学する者と改正し、小学校6年生まで受け入れることができるようにいたします。

この改正によって小学校6年生まで受け入れることとなりますが、施設面の課題もあり、定員の大幅な増はできず、待機児童の発生が考えられます。受け入れ優先順位を教育委員会規則

で規定し、学年の低い児童から優先して入部させることといたします。

続いて、職員につきましては、基準条例第10条において、児童クラブの職員の資格等の規定がなされています。現行では、指導員として児童福祉施設最低基準第38条に規定する者その他の保育または教育に関し知識経験を有する者となっているため、改正を行います。

改正後の職員の名称、資格等は、保育士、教員等の資格を持ち、県による研修を修了した者として、放課後児童支援員及び放課後児童支援員を補助する者としての補助員となります。

その他としまして、入部の制限の見直し等を行います。

以上が一部改正の概要でございます。

続いて、資料つづり41ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第2条関係としまして、現行、クラブの名称、位置及び定員数は、規則で定める。ただし、規則で定める基準数を満たさないクラブは、開設しないことができるという規定を、クラブの名称及び位置は、条例で規定するとともに、新たに上之郷小学校区放課後児童クラブを加える改正でございます。

また、第2項としまして、定員につきましては、教育委員会規則で定めるとする改正でございます。

続いて、第3条、入部の資格は、「クラブを設置する小学校に就学する第1学年から第3学年までの者」を「御嵩町立小学校に就学する者」に改め、小学校6年生まで受け入れるとする改正でございます。

第4条、入部の制限は、学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症を有する者及び身体虚弱等のため保育にたえないと認められる者を削除し、集団における指導が困難と認められる者に改める改正でございます。

第7条は、第1項及び第2項を削り、クラブに、御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第1項及び第2項ただし書に規定する者を置くに改める改正でございます。これは、基準条例第10条を引用いたしまして、職員は放課後児童支援員及び補助員とする内容の改正でございます。

第8条は、「入所」を「入部」に、「規則」を「教育委員会規則」に改める用語の改正でございます。

第10条も、「規則」を「教育委員会規則」に改める用語の改正でございます。

議案つづり37ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附則第2項では、準備行為といたしまして、この条例の施行の日前においても、改正後の御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の施行に関し、必要な準備行為をすること

ができるとする内容となっております。

以上で、議案第67号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第69号 指定管理者の指定について、議案第70号 指定管理者の指定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 佐久間英明君。

福祉課長（佐久間英明君）

それでは、まず議案第69号 指定管理者の指定について説明をさせていただきますので、議案つづりの39ページをお開きください。

御嵩町障害者支援多機能事業所（あゆみ館）の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者となる団体の名称は、岐阜県可児郡御嵩町御嵩535番地2、特定非営利活動法人ささゆり理事長 蔵澄孝治であります。指定期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間です。

指定管理者選定に係る報告書を資料つづりの46ページに掲載しておりますので、お開き願います。

指定管理者選定に係る報告書につきまして説明させていただきます。

8月1日から9月22日にかけて公募いたしましたところ、社会福祉法人慈恵会及びささゆりの2事業者から応募がありましたので、10月15日に御嵩町指定管理者選考委員会を開催いたしまして、審査いたしました結果を踏まえて選定をしております。

主な理由ですが、家族会から要望の強いグループホーム事業に向けた前向きな取り組みが期待できること、また利用者等による事業検証のための委員会の導入を計画されていることなどになっております。

以上で議案第69号の説明を終わりました、続きまして、議案第70号 指定管理者の指定についての説明をさせていただきます。

議案つづりの40ページをお開きください。

御嵩町児童館及び御嵩町スポーツ施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、中児童館、伏見児童館、伏見地区スポーツ施設です。指定管理者となる団体の名称は、岐阜県可児郡御嵩町中2777番地28、一般

社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部代表理事 松浪保夫です。指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間です。

こちらにつきましても、指定管理者選定に係る報告書を資料つづり47ページに掲載しておりますので、お開き願います。

10月1日から27日にかけて公募いたしましたところ、みたけスポーツ・文化倶楽部から応募がありましたので、11月4日に御嵩町指定管理者選考委員会で審査をした結果を踏まえまして、決定をいたしております。

主な理由といたしましては、今年度からではありますけれども、みたけ健康館や、あつと訪夢の指定管理業務を良好に運営していること。それと、みたけスポーツ・文化倶楽部が進めている、さまざまなスポーツや文化活動の実績、経験が今回の施設の運営にも生かされていくことを期待できることなどによるものです。

以上で、議案第69号、第70号の説明を終わります。

議長（加藤保郎君）

ここで暫時休憩をします。再開は11時40分とします。

午前11時26分 休憩

午前11時40分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

議案の審議及び採決

議長（加藤保郎君）

日程第7、議案の審議及び採決を行います。

承認第5号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第5号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

議長（加藤保郎君）

議案第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで、事務局に答申案を配付させます。

〔答申案配付〕

議案第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、採決を行います。

お諮りします。本件に対する議会の意見については、ただいまお手元に配付しましたとおり、全員適任とする答申としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

議案第68号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

この68号の契約につきましては、その内容として、避難所等への防災対応型再生可能エネルギー設備導入事業ということで、この中で、前回、全員協議会の間でも一部指摘がございました。きょうは、もう一度確認をしておきたいと思いますが、中公民館が設置の対象場所になっておりますけれども、中公民館につきましては、以前大改修が必要であるということで、有識者による検討委員会を立ち上げられ、そしてその結果を得て考慮された経緯があります。町長の全員協議会での説明の中では、この答申については、今の段階では対応していかないということでありました。実は中公民館のそういう問題があったから、大改修が必要かどうかの検討ということを始められた経緯があります。

そんな中で、今回はその大改修についてはしないということで、さらにその上に屋上に太陽光パネル、太陽光発電設備を設置するということではありますが、これはある一定期間設置する以上は、一定期間の経過、経緯、期間設定というのはあると思いますが、相当期間、中公民館の今の状態で設置した場合に、この施工業者のほうの設計基準でいくと大丈夫だというお話を伺っておりますけれども、前回の全員協議会では確認をしておりますけれども、本当に大丈夫なのかと。それから、雨漏り等の問題も実はあります。そういう問題も含めて確認だけしておきたいと思いますが、大丈夫でしょうか。その確認さえあれば全く問題ないと思います。以上です。

議長（加藤保郎君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいま谷口議員のほうから御質問がございました。お答えをさせていただきます。

中公民館のいわゆる改修について、審議会を招集し、開催していただき、答申をいただきました。ただ、審議会冒頭に私が申し上げた、中途半端なことだけはやめてほしいという願いをしておきました。確かに外部等々についても、いわゆる雨によって変色している部分もありますし、内部においてクロス等々も大変汚れている部分もあります。手を入れるとしたら、簡易な、ある意味、お化粧のし直しにとどめておくのか、もしくは屋根を上げるような形での改修をするのか、どちらかが答申の中に、答申をしていただく場合は選択してほしいんだということを申し上げましたけれど、残念ながら、一番お金はかかるものの効果としては薄いものが出てきてしまったと。公民館活動にほとんどかかわっていないというような方々が残念ながら指名されておりましたので、内容等々についても、非常にお金をかけるだけの価値があるとはどうしても思えないという答申でありましたので、残念ながら、その答申に従って、中公民館の改修について行うということは考えないということにいたしました。

今後、もしあるとすれば、部分的な補修ということにとどめていきたいと思っております。

外部を洗うということであるとか、クロスをきれいにしていくとか、そういう程度のものの、いわゆる補修、維持管理の範囲に入るもの、これについては当然考えてはいきますけれど、中公民館そのものの改修と銘打ったような事業は、しばらくの間はしないという結論を私自身が出しましたので、それに沿った形で屋根の利用を考えたということになります。

あと、技術的な部分については担当の者に答えさせますので、よろしく願いいたします。

議長（加藤保郎君）

環境モデル都市推進室長 須田和男君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（須田和男君）

今の谷口議員の御質問は、中公民館の屋根に太陽光パネルを載せても大丈夫かということだと思います。先般の協議会でも御説明申し上げましたが、今回、中公民館の建物に太陽光パネルを載せるに当たりまして、屋上面への、既存の建物、公民館の構造、安全性について、設計業者と検討、調査をさせました。

その結果、耐震性能の判定につきましては、構造耐震指標、一般的にI s 値というものがございまして。それと、耐震性の判定指標、I s o 値というものがございまして。その大小によって判定をするということございまして、今回は、耐震構造I s 指標であるI s 値が耐震性能判定指標のI s o 値を上回っておるということで、設計業者のほうからは、耐震性能上、問題はないという回答を得て施行に踏み切るものでございまして。以上です。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号 工事請負契約の締結について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（加藤保郎君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月9日午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時52分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員